

羽保高第 3903号

平成25年 3月 6日

指定居宅介護（介護予防）支援事業者

代表者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室

高年介護課長

**有料老人ホーム等の入居者に係る居宅介護支援費における独居高齢者加算
の取扱いについて（通知）**

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標題の件について、独居高齢者加算の算定は、「利用者から介護支援専門員に対し、単身で居住している旨の申立てがあった場合であって、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できるもの」（平成12年老企第36号第3の15）とし、また、その趣旨は「介護支援専門員がケアマネジメントを行う際に、家族等と居住している利用者比べて、生活状況等の把握や日常生活における支援等が困難であり、訪問、電話など特に労力を要する独居高齢者に対する支援について評価を行なうもの」（平成21年4月報酬改定関係Q & A（vol.1）参照）とされています。

これまで本市においては、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス等の入居者について、生活状況等の把握や日常生活における支援等に特に労力を要しない場合においては当該加算の算定をしないようお願いするとともに、当該算定の有無については居宅介護支援事業所の判断に委ねてきました。しかし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の改正により、平成23年10月20日からサービス付き高齢者向け住宅制度が始まるなど、高齢者向け住宅のあり方等が変化してきました。これらの状況を踏まえ、この度、有料老人ホーム等に係る当該加算算定の可否について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

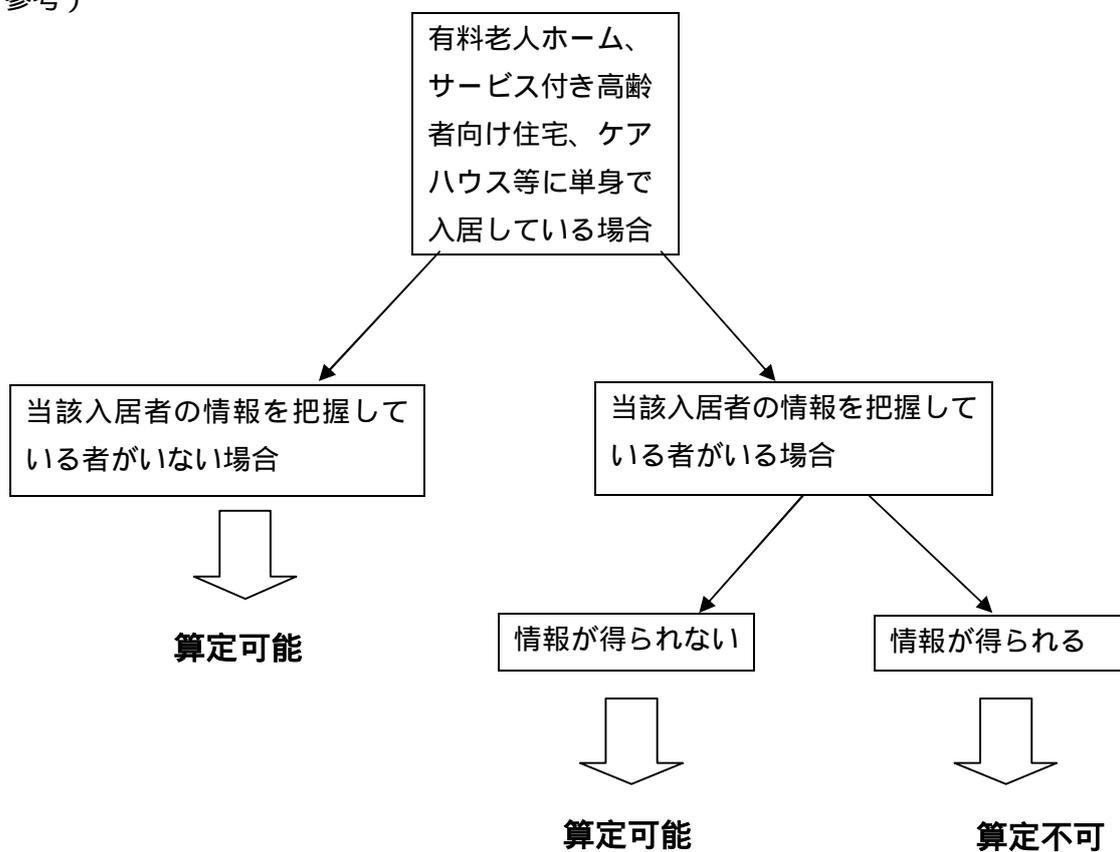
なお、本取扱いについては平成25年4月1日以降において厳格に運用しますのでご留意いただきますようお願いいたします。また、当該取扱いについて貴事業所所属職員への周知も併せてお願いいたします。

記

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びケアハウス等の入居者に係る居宅介護支援費における独居高齢者加算については、当該施設において、当該利用者の生活状況を把握している者がおり、その者から当該利用者に係る生活状況等の情報収集ができる場合、介護支援専門員がケアマネジメントを行うにあたって、「生活状況等の把握や日常生活における支援等が困難であり、特に労力を要する」とは判断しがたいため、当該加算を算定することはできないものとします。

以上

(参考)



お問い合わせ
羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課
事業者支援担当 鎌田
072-958-1111 内線1351
Fax 072-950-2536
E-mail kounenkaigo@city.habikino.lg.jp